

# 中国税務速報

#### 2015年10月20日

## ●1 「特別納税調整実施弁法」意見募集稿の公布

さらに特別納税調整を規範化させるために、国家税務総局は「特別納税調整実施弁法」(国税〔2009〕 2号)の改訂版として「特別納税調整実施弁法(意見募集稿)」を起草し、公布しました。本改訂版の 内容について、2015年10月16日までに公に意見を募集します。

本意見募集稿の主たる内容は以下のようです。

## 第三章 同期文書

同期文書はマスターファイル、ローカルファイル及び特殊事項ファイルという3層構造アプローチの下で作成することが求められます。同期文書の準備について、限定的な機能を負うが、欠損が生じている企業に対しても、マスターファイル及びローカルファイルの準備が必要と新たに付け加わりました。

## 第四章 移転価格算定方法

現行の2号文にある5つの伝統的な移転価格算定方法に加え、意見募集稿では、価値貢献分配法及び 資産評価方法を含むその他の移転価格算定方法についても言及しています。

#### 第五章 特別納税調査及び調整

現行の2号文に規定する移転価格調査、調整手続及び中国税務機関の調査権限等に関して、より詳細に規定しています。また、国内関連者間取引には暫定的に本弁法を適用しないということも明確化にしています。

#### 第六章 無形資産

無形資産の定義、収益の分配に関する原則と配慮すべき要素及び評価方法の説明などと新たに付け加えられました。

## 第七章 関連者間役務取引

関連者間役務取引において支払い、或いは受け取る金額は(1)当該役務は受益性役務である。(2)支払う、或いは受け取る金額は独立企業間価格原則に合致する。という2つの要件を同時に満たさなければならないことが求められます。また、受益性のある関連者間役務取引の価格決定は、役務提供によって発生した合理的なコストに合理的な利益をベースとして算定するように明確に要求しています。関連者間役務取引について準備すべき特殊事項ファイルに求められる具体的な内容についても詳しく説明しています。

第八章事前確認制度、第九章コストシェアリング協議、第十章被支配外国企業、第十一章過少資本税制、第十二章一般租税回避防止、第十四章対応的調整及び相互協議において改訂・加筆をしています。

http://hd.chinatax.gov.cn/hudong/noticedetail.do?noticeid=577376

#### ●2 非居住納税者の租税条約適用に関する管理弁法の公布についての公告

国家税務総局は2015年8月27日に『「非居住納税者の租税条約の待遇を享受することに関する管理 弁法」の公布についての公告』(国家税務総局公告2015年第60号)を制定しました。

「弁法」は租税条約の適用範囲について、国税発「2009」124 号に規定されたものの上に、租税条約の国際運輸条項と国際運輸協定にも拡大しました。



「弁法」は国税発「2009」124 号に規定された非居住納税者が享受する租税条約の配当、利子、ロイヤルティ、財産収益条項に対する行政審査を取り消しました。「弁法」において、非居住納税者の条約適用は、租税条約の適用要件を満たすか否かを自己判断し、真実に基づき申告し、かつ主管税務機関に関連の申告書と資料を提出し、税務機関は条約の適用対象者となる非居住納税者とその源泉徴収義務者に対し後続管理を実施するという非居住納税者の自主申告に基づく方式を基本的に採用します。

「弁法」は非居住納税者の租税条約適用を申請する際の提出資料について簡素化しました。行政審査を取り消した後、非居住納税者の租税条約適用についての監督は事中と事後に移ります。

「弁法」は2015年11月1日から施行され、国税発「2009」124号などの法規が同時に廃止されます。

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1804145/content.html

#### ●3 中国の 0ECD/G20 税源侵食と利益移転(BEPS) 項目の 2015 年度最終報告書の公布

国家税務総局は 2015 年 10 月 10 日に 0ECD/G20 税源侵食と利益移転(BEPS) 項目の 2015 年最終報告書を公布しました。

国家税務総局はBEPSの成果が国内における取入れを非常に重視しています。当該国際税収において、中国はOECDのパートナーとして平等的にBEPS行動計画に参加し、OECD加盟国と同様な権利と義務を享受します。この2年間、国家税務総局は一般租税回避防止管理弁法、外国法人の間接財産譲渡についての管理弁法などの4つの租税回避防止を強化する規則と規範性文書を公布し、2015年にチリとの間に締結したばかりの租税条約に租税条約濫用防止条項を盛り込みました。現在、国家税務総局は「特別納税調整実施弁法」を全面的に改訂しています。これはわが国が全面的にBEPSの最新研究成果を参考しつつ、かつわが国の実情に基づき制定された租税回避防止のマニュアルです。

http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810724/c1836574/content.html

#### ●4 1) 固定資産加速償却に係る企業所得税政策の整備に関する通知

財政部と国家税務総局は2015年9月17日に「固定資産加速償却に係る企業所得税政策の整備に関する通知」(財税「2015」106号)を公布しました。

固定資産の加速償却に係る企業所得税政策問題について、通知は以下のように規定しています。軽工業、紡績、機械、自動車などの4つの重点業界の企業が2015年1月1日以降に取得した固定資産に対して、企業は償却年数を短縮する方法あるいは加速償却方法を選択することができます。上述業界の小型薄利企業が2015年1月1日以降に取得した研究開発と事業活動共用の計器や設備に対して、単価が100万元を超えていない場合、取得した事業年度の一括費用として損金算入することができ、減価償却を行う必要はありません。単価が100万元を超えた場合、償却年数を短縮する方法あるいは加速償却方法を選択することができます。なお、最低償却年数は企業所得税法実施条例第60条に規定された償却年数の60%相当分を下回ってはなりません。加速償却方法を採用する場合、級数法あるいは定率法を採用できます。企業は自身の事業活動のニーズにより、加速償却方法を採用しないことも選択できます。

本通知は 2015 年 1 月 1 日から施行されます。 2015 年の前 3 四半期に本通知の規定に従い計算処理できない場合、2015 年第 4 四半期の予定納税時、あるいは 2015 年度確定申告時に適用します。

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1818604/content.html

## 2) 固定資産加速償却に係る企業所得税政策の整備に関連する問題についての公告



国家税務総局は2015年9月25日に「固定資産の加速償却に係る企業所得税政策の整備関連する問題 についての公告」(国家税務総局公告2015年第68号)を公布しました。

公告では、固定資産の加速償却に係る企業所得税の優遇範囲を軽工業、紡績、機械、自動車などの4つの重点業界の企業に拡大し、当該4つの業界の小型薄利企業に特殊加速償却政策を実施することを明確化しています。同特殊加速償却政策について、単価が100万元を超えたか否かによって、それぞれ一括損金算入または加速償却を実施します。その適用範囲を2015年から取得した新たな固定資産に限定し、優遇政策の加速償却方法を明確化し、かつ2015年の前3四半期に取得した本優遇政策を適用していない新たな固定資産についての処理方法も明確化しています。企業が2015年の前3四半期において本公告の規定に従い加速償却分を計算できていない場合、前3四半期において適用すべき加速償却分について、2015年第4四半期の予定納税時または2015年度確定申告の際に適用することもできます。

本公告は2015年とそれ以降の事業年度から適用されます。

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1827844/content.html

## ●5 「三証合一」という登記制度改革の実行に関する通知

国家税務総局は2015年9月10日に(「三証合一」という登記制度改革を実行することに関する通知」 (税総函「2015」482号)を公布しました。

本通知により、2015年10月1日から全国において「三証合一、一ライセンスーコード」という登記 改革を全面的に実施します。現存の登記方式を「三証合一、一ライセンスーコード」という登記方式への順調な移行を確保するために、各地の税務機関は努めなければなりません。新設企業や農民専業協同機構(以下、「企業」と称する)は工商行政管理部門から法人その他組織の統一社会信用コード(以下、「統一コード」と称する)を載っている営業許可証を受領した後、再び税務登記手続きを行い、税務登記証を受け取る必要がありません。企業は税収にかかわる事項を行う際に、補充情報収集を完了した後、統一コードを載っている営業許可証を持って、税務登記証の代わりに使うことができます。以上の事情を除き、その他の税務登記は従来の法律制度に従い実施されます。改正前に発行された税務登記証は移行期間において依然として有効です。工商登記時に既に収集された情報に対して、税務機関は再び収集しません。そのほかの税収に係る基礎情報に対して、企業が税収に係る事項を行う際に即時収集し、完全な資料を入手します。変更がある場合、企業は直接税務機関に変更手続きを申請し、税務機関は即時に税務システムにおいての企業情報を更新します。「三証合一、一ライセンスーコード」という登記方式を既に実施した企業は抹消登記を申請するとき、まず税務主管機関に税務清算を申請しなければなりません。

なお、従来の「三証」とは、営業許可証、税務登記証、組織機構コード証を指します。「三証合一」とは、上記3つの登記証を一つに統一することです。

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1805141/content.html

#### ●6 税関特殊監督管理区域及び保税監督管理場所における区域通関一体化改革の実施に関する公告

税関総署は2015年9月29日に「税関特殊監督管理区域及び保税監督管理場所における区域通関一体化改革の実施に関する公告」(税関総署2015年第47号)を公布しました。

税関総署は区域通関一体化改革を税関特殊監督管理区域(以下、「特殊区域」と略称する)及び保税監督管理場所に広めることを決定しました。公告日から、税関区域通関一体化方式は特殊区域及び保税監督管理場所内の企業の各港における輸出入貨物に適用されます。企業は実際のニーズに応じ、港通関、保税、区域通関一体化の中からいずれかを自主的に選択することができます。特殊区域と保税物流セン



ター(B型)企業は区域通関一体化方式を採用する輸入貨物に対して主管税関に申告を行い、企業は物流 実際のニーズに応じ、特殊区域あるいは輸入港で検査を実施することを自主的に選択することができ (税関検査に特殊要求がある場合を除く)、自行運輸方式を採用できます。中継輸送を通じ特殊区域に運 輸し、検査を実施する場合、輸入貨物及びその運搬具が税関途中監督管理の要求に合致しなければなり ません。

http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info774797.htm